

過去最多を更新

「医療事故」と「裁判」に見舞われない ために

続々と発覚する医療ミス



ヤバイ医者

危ない病院

こうして判断する

- 「大丈夫ですよ」を連発
- セカンドオピニオンを許さない
- 研修医に丸投げ

医療事故には過失を伴うもの、つまり明らかなミスがある場合のほか、やむをえない合併症など、道義的責任は認めるものの、法的な責任はないというものがあるが、

「実際にミスがあるケースは1割程度で、残り9割は医師の説明不足など、コミュニケーション不足を生んだ、医師に対する不信感なんです」

例えば、目の前に危篤状態の患者がいたとしよう。もう助からないことは、医者から見れば一目瞭然だ。にもかかわらず、医師が患

医師への不信感がトラブルを引き起こす

医療事故は過去最多の件数に

大病院をはじめとした医療機関による医療事故があとを絶たない。昨年9月には水戸市の水戸済生会総合病院で、拡張



心疾患に脳疾患。寒い冬の時期はとかく健康を脅かす危険がいっぱい。が、どうにか病院に駆け込めば安心かというところ、さにあらず。元気になるどころか、一部は魔窟の様相を呈し、医療トラブルでさらなる「被害」に巻き込まれることすらあるのだ。専門家が暴露する闇実態と、身を守る方法とは。

してしまつた。標準使用量は5〜10リットルで、医師ら8人も手術室にいたといいますが、誰一人、誤りに気がつかなかつたそうです。全国紙社会部記者

さらに11月には、愛知県豊橋市市民病院でも死亡事故が露呈した。狭心症の男性患者(当時65歳)を手術した11年12月、医療器具の一部であるワイヤー(直径0.36mm)を誤って切断。先端約5cmを冠動脈内に残したことで、男性が転院先

で4日後に、急性心筋梗塞のため死亡していたことを発表したのだ。

名古屋大学病院では、ガ



医療の闇を語る弁護士 石黒麻利子

「ただ、この数字は報告義務のある医療機関276施設だけ。全国に約17万9000の医療施設があると考えると、これはあくまでも氷山の一角です」

そう語るのは昨年末、医療事故と医療裁判の知られざる実態を描いた著書「医療事故だに『遭わない』『負けない』『諦めない』」(扶桑

ンを見過ごし、患者が死亡した事実を認め、院長が謝罪。東大病院でも、15年に入院中だった男児に内服薬を取り違えて投与し、死亡させたことを公式サイトで公表している。

特定機能病院や大病院など、事故の報告義務がある施設などを調査する公益財団法人「日本医療機能評価機構」の報告によれば、16年度の医療事故数は全国1031の医療機関で、過去最多の3882件。うち

者や家族を不憫に思い、つい「大丈夫ですよ」と言ってしまったとしたら……

一度も患者と目を合わせない

「当然、患者さんの家族は『回復するんじゃないかと誤解します。でも、医師の言った『大丈夫』の意味は、『とりあえず蘇生した』という意味。そのため患者さんが亡くなった時、家族は『医療事故だ』と認識してしまふんです」

こうした医師のコミュニケーション不足も「医療ミス」という言葉を一人歩きさせ、複雑化させる要因だという。

一方で、明らかに過失が認められるケースもある。「よくあるのが手術部位の取り違えです。以前、左右の腎臓を取り違えて摘出され、死亡した患者さんのこ



裁判所

いい。カルテは唯一の証拠です。開示請求したばかりにカルテの改竄や隠匿をされることはよくある。各地に医療事故に詳しい弁護士がいるので、まずはそういった人に相談すべきです」

仮に患者や家族本人が開示請求し、病院側が資料の一部しか出してこなかったとしても、知識がない素人には、どの資料が足りないかはわからない。

「加えて、診療記録の中でこの事件には何が最も大事な情報なのか、その判断が重要となります。それができるのが、医療専門の弁護士です」

必要な書類がそろったら、過失があったかどうかを調べる過失調査が始まり、示談交渉へと進んでいくが、

「示談交渉に行く」と開口一番、「やれるものならやってみろよ!」と、最初からあまつてくる病院弁護士がいます。こういう弁護士は病院の利害より保険会社の利害を考えている場合が圧倒的。病院は患者とのトラブルを早期解決するため

に、毎月、高い保険料を支払っているわけです。病院の利益を考えれば早期解決すべきだし、病院のためになるということは、ひいては患者さんのためになるというところ。どっちの代理人かわからないような弁護士が患者をあまり、病院を欺いて裁判を起こしている。この構造は誰も知らない事実なんです」

開いた口が塞がらない、医療の闇である。

裁判をやらぬほうが得!?

なぜ病院側の弁護士は裁判に誘導したがるのか。そこに医療裁判の難しさがあるという。

「存在するように、裁判で白黒の判断を下すのは裁判官です。でも裁判官は真実や真相を解明する立場にはない。患者側が過失と因果関係を証明する責任を負い、証明できなければ負けません。それが裁判の仕組みです。裁判官は主張・立証を聞いて、証明できているか、反論ができていないかどうか

私が担当した事件でも、ガンを疑う所見がゼロだったにもかかわらず、直腸切断術をやってしまったという事故がありました」

他にも、大腸に入れるはずのバリウムを骨盤内に注入され、直腸切除と人工肛門造設手術を受けざるをえなくなった50代男性や、誤診から夜間救急受診の翌朝に急性心筋梗塞で死亡した50代男性の事件など、石黒氏は数多くの医療事件を担当。

「それら医療事故の多くが、思い込みや単純ミスによるものです。医師も人間である以上、ついついつか、ということはあるかもしれない。ただ、医療関係者による単純ミスは即患者さんの命を危険にさらします」

ケンカ腰にあおる病院弁護士

医療ミスを避けるためには、こういった医師のいない病院を選ぶしかないが、参考になるのが、病院や医師の治療実績。そして、病院の雰囲気や看護師の態度である。

を判断し、勝敗を決めている。完璧に理解していないと、(患者を)勝たせるには至りません。だから専門的であれば専門的であるほど判決文を書きたくないため、和解を勧めるということになるんです」

病院側の弁護士はそういった仕組みを逆手に取って裁判に持ち込み、結果、医療裁判の大半が患者側の敗訴という形で幕を閉じることになるのだ。

だからこそ、患者は弁護士選びにも細心の注意を払わなくてはならない。石黒氏が伝授する「危ない弁護士」の特徴は次の4つ。

- ①自分(患者)より医学知識がない
- ② unnecessaryな証拠保全をする
- ③ 協力医がいらない
- ④ いきなり提訴する

「本来、医療相談を受けても医療ミスがない場合、法的責任追及はできないとはつきり伝えるべきですが、弁護士の中には、実際には医療ミスがないのに受任して証拠保全や提訴をするケースが多く、それにより、患者さんや遺族は無用な紛

争で時間とお金をムダにすることに なります。医療ミスにあったあと、さらに弁護士ミスにあうなんて、やりきれない話です」

さらに、ドラマなどではよく「損害賠償1億円を請求してやる!」といったシーンが登場するが、実は損害賠償額は基準があるのだとか。

「交通事故では年齢や通院日数などで誰が計算しても大きく外れない金額があります。医療事故の場合も、過失も因果関係も争わない場合は保険会社と患者だけの関係になるため、示談で標準額が提示されているのに不服として裁判をやっても、支払われるのは同じ金額か、それ以下になります。ですから、過失も因果関係も争わずまとまるものは、裁判をやらぬほうがむしろ患者さん側のメリットは大きいんです」

そんな裏事情も知らず、弁護士に言われるがままに時間と金を遣い、振り回されたあげく、心身ともにクタクタになったのでは目も当てられない。

「確かに悪い医者、悪い看護師、悪い弁護士の見分け方は難しい。だからこそ、自分でできるだけ情報を入れ、積極的に当事者として関わっていくことで防ぐしかない。医者任せ、看護師任せ、弁護士任せにすれば、間違ひなく不幸になります。まずは医者が偉いとか、弁護士が偉いとか、そういう感覚を捨てることから始めてください」

自分の身は自分で守る。それが唯一の医療事故防止策なのかもしれない。

医療に携わる者はそのことを肝に銘じてはならないのです」

そこで、「危ない医師」を見分ける方法だが、「診察中パソコンに向き合っていない一度も患者と目を合わせず、体にも触れない医師がいまが、こんな医師に患者さんの体の状態がわかるはずはありまじい。また、セカンドオピニオンを受けたという紹介状を請求しても『結果は同じですよ!』などと言って受けさせない医師も要注意。逆に回復の見込みが乏しいのに『大丈夫ですよ』を連発する医師も、患者さんの容体が急変した際には、その言葉が患者さんの家族との間でトラブルの原因を作ってしまったため、危険です」

い、という考えは捨てるべきです」

大学病院では多くの研修医が学んでいるが、多忙を理由に、主治医が研修医に患者の治療を丸投げしているケースもある。

「研修医は医師免許取得後2年間、臨床研修プログラムに沿って各科をローテーションしますが、例えばお父さんが耳鼻咽喉科医で、将来はその跡を継ごうと思っているけれど、研修医だからとりあえず見ておこうか、なんていう場合は、明らかにモチベーションが低い。ところが、指導医の中には監督責任を果たさず、研修医に患者を丸投げするケースがある。そうなれば当然、トラブルが起ころいやすい。こういった対応が患者や家族に不信感を与え、紛争につながるきっかけを作っていくんです」

では、不幸にも医療事故に巻き込まれてしまった場合にやるべきことは何か。

「患者さんや家族が病院に直接、カルテなどの自己開示請求をする場合がありすが、これはやめたほうが